

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年四月二十六日奈良県指令建第九六一二三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年三月十四日建第八八九五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年三月十四日建第五三〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市若槻町七番一、八番及び九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市若槻町七番一号

三和工機株式会社 代表取締役 堀内清隆

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市若槻町七番一及び九番一の各一部